



2022年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 中島 規巨
(コード：6981、東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 小澤敏之
(TEL. 075-955-6786)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第86回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面の記載事項を、法務省令で定める範囲に限定するための規定を新たに設けるものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、2016年の監査等委員会設置会社への移行をはじめ、ガバナンス体制の改革に取り組んでまいりました。取締役会の定員を合理的な水準に改め、議論の活性化と意思決定の迅速化を図るべく、現行定款第19条(員数)で定める監査等委員でない取締役の員数を15名以内から10名以内に減少させるものであります。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年6月29日（予定）

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 15 条 (条文省略)	第 1 条～第 15 条 (現行どおり)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 16 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条</u> ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第 17 条～第 18 条 (条文省略)	第 17 条～第 18 条 (現行どおり)
<p>(員数)</p> <p><u>第 19 条</u> 当社の監査等委員でない取締役は <u>15</u> 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p><u>第 19 条</u> 当社の監査等委員でない取締役は <u>10</u> 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p>
第 20 条～第 37 条 (条文省略)	第 20 条～第 37 条 (現行どおり)
<p>附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>①定款第 16 条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である <u>2022 年 9 月 1 日</u> から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、<u>2023 年 2 月末日</u> までに開催する株主総会については、変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 ③本附則における株主総会資料の電子提供に関する経過措置は、<u>2023 年 2 月末日</u> または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日の後に削除する。</p>